# 公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター 法第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度 評価業務手数料規程

## 1. 住宅の評価料金(消費税込み、単位:円)

# (1) 戸建住宅

戸建住宅	一般	確認併願	性能評価等併願	
	35, 000	29, 000	12, 000	

### (2)共同住宅等(住戸)

料金算定=基本料金 + 戸当たり料金 × 評価住戸数 基本料金100,000円 戸当たり料金2,500円

#### 【料金の参老例】

戸数	一般	確認併願	性能評価等併願	
5戸	112, 500	101, 000	56, 000	
10戸	125, 000	112, 000	62, 000	
20戸	150, 000	135, 000	75, 000	
30戸	175, 000	157, 000	87, 000	
50戸	225, 000	202, 000	112, 000	

## (3)共同住宅等(住棟)

料金算定=基本料金 + 戸当たり料金 × 総住戸数 + 共用部料金 基本料金100,000円 戸当たり料金2,500円 共用部料金100,000円

## 【料金の参考例】

戸数	一般	確認併願	性能評価等併願	
5戸	212, 500	191, 000	106, 000	
10戸	225, 000	202, 000	112, 000	
20戸	250, 000	225, 000	125, 000	
30戸	275, 000	247, 000	137, 000	
50戸	325, 000	292, 000	162, 000	

- ※ 当機関に建築確認申請、適合証明申請又は構造計算適合性判定申請の依頼と併願する場合(確認併願)は、次のとおりとすることができる。
  - ① 戸建住宅は、29,000円とする。
  - ② 共同住宅等は、上記(2)又は(3)の料金算定に0.9を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)とする。ただし、同一の申請内容に限る。
- ※ 当機関に設計性能評価等(他機関によるものは除く。)の依頼と併願する場合(性能評価等併願)は、次のとおりとすることができる。
  - ① 戸建住宅は、12,000円とする。
  - ② 共同住宅等は、上記(2)又は(3)の料金に0.5を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)とする。ただし、同一の計算等で合理的に審査できる申請内容の場合は、一律12,000円(税込み)とする。
- ※ 共同住宅等の評価において、「住戸」の評価と建築物全体の「住棟」の評価の両方を行う場合の料金は、建 築物全体の「住棟」の評価料金とする。
- ※ 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は戸建住宅の額とする。
- ※ 「共用部を有しない住戸のみの共同住宅等」の料金は戸建住宅の料金に戸数を乗じた額とすることができる。
- ※ 改修前後のBEI等の値を評価する場合は、上記(1)~(3)の料金に0.5を乗じた額を加算する。

2. 非住宅の評価料金 (消費税込み、単位:円)

対象面積(m²)	算定方法	モデル建物法		標準入力法等			
	用途分類	A分類	B分類	C分類	A分類	B分類	C分類
~300未満		64, 000	38, 000	38, 000	128, 000	89, 000	89, 000
300~1,000未満		102, 000	64, 000	64, 000	217, 000	141, 000	112, 000
1,000~2,000未満		128, 000	89, 000	79, 000	268, 000	179, 000	112, 000
2,000~3,000未満		167, 000	122, 000	89, 000	313, 000	212, 000	145, 000
3,000~4,000未満		201, 000	145, 000	112, 000	380, 000	257, 000	179, 000
4,000~5,000未満		245, 000	179, 000	134, 000	470, 000	313, 000	212, 000
5,000~10,000未満		302, 000	212, 000	157, 000	548, 000	368, 000	235, 000
10,000~20,000未満		368, 000	245, 000	190, 000	648, 000	436, 000	280, 000
20,000~50,000未満		436, 000	302, 000	235, 000	771, 000	515, 000	313, 000
50,000~100,000未満		465, 000	358, 000	290, 000	906, 000	603, 000	358, 000
100, 000~		474, 000	447, 000	347, 000	927, 000	716, 000	425, 000

- ※ 用途分類は、別表による。
- ※表の対象面積の算定については、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。ただし、評価対象外とする部分の面積は、除外することができる。
- ※ 増改築の場合、既存部分を含めた延べ面積をもとに評価料金を適用する。ただし、既存部分のBEIにデフォルト値を採用する計算方法の場合、増改築部分の非住宅部分の用途・面積により評価料金を算定する。
- ※ 用途分類が複数ある場合は、原則、次のとおりとする。
  - ① A分類が含まれるときはA分類
  - ② A分類が含まれず、B分類が含まれるときはB分類
- ※ 当機関に省エネ適合性判定申請等の依頼と併願する場合は、上記2の料金に0.5を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)とすることができる。ただし、同一の計算等で合理的に審査できる申請内容の場合は、一律12,000円(税込み)とすることができる。
- ※ 当機関に建築確認申請又は構造計算適合性判定申請の依頼と併願する場合は、上記2の料金表に0.9乗じた額 (1,000円未満は切り捨て)とすることができる。
- 3. 複合建築物(評価対象に住宅と非住宅を含む建築物)の場合は、住宅及び非住宅の料金を合わせた額とする。
- 4. 変更申請に係る評価料金は、変更後の面積・用途等に応じて適用される上記1又は上記2の評価料金に0.5を乗じた額(1,000円未満は切り捨て)とする。ただし、次の場合は新たに申請したものとして、上記1又は上記2の評価料金を適用する。
  - ① 用途分類を変更する場合
  - ② モデル建物法を用いる場合のモデル建物の変更
  - ③ 評価方法の変更(モデル入力法⇔標準入力法等)
- 5. 次のいずれかの内容の変更を申請する場合の評価料金は無料とする。
  - ①申請者等の氏名、住所等の記載の変更
  - ②建築物の所在地等の記載の変更
  - ③評価への適合性が容易に判断できる変更の場合
- 6. 評価書を再発行する場合の発行料金は、1通につき6,000円(税込み)とする。
- 7. 評価料金の支払い方法
  - (1) 窓口において、現金での支払い
  - (2) 指定口座への振り込み
- 8. 当機関の理事長が特に必要と認める場合は、上記によらず手数料を減額し、または免除することができる。

### 【ご注意ください】

2025年4月1日改定案です。

この手数料の一部については、登録機関の届出手続き等において、変更となる可能性があります。 ご了承ください。

なお、改正後の手数料は、2025年4月1日以降受付した本申請について適用いたします。